

小樽市業務継続計画【概要版】

令和3年6月

第1章 総則

1 計画策定の背景と目的

本市においては、防災に関する基本施策を定めるため、災害対策基本法第42条に基づき、「小樽市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という）を策定し、近年の災害を教訓として、継続的な修正を行ってきた。また、本市の強靱化を推進するため、令和2年11月に事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくりや産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施する「小樽市強靱化計画」（以下、「強靱化計画」という）を策定し、防災・減災対策を一歩ずつ進めているところである。

一方、平成30年に発生した北海道胆振東部地震では、約2日間にわたる大規模停電の発生等により、本市でも市民生活・経済活動へ大きな影響を与えた上、市民等への情報伝達・情報共有や非常用発電機など災害備蓄品、避難所開設・運営の体制など行政として多くの実務的な課題が生じた。しかし、現時点においては、これらを解決していく手段を十分に確立できていない状況にある。

このため、今後予想される大規模災害の発生に備え、災害時に優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」として特定するとともに、災害時においても当該業務を迅速かつ的確に遂行することで、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活・経済活動への影響を最小限にとどめることを目的として、小樽市業務継続計画（以下、「本計画」という）を策定するものである。

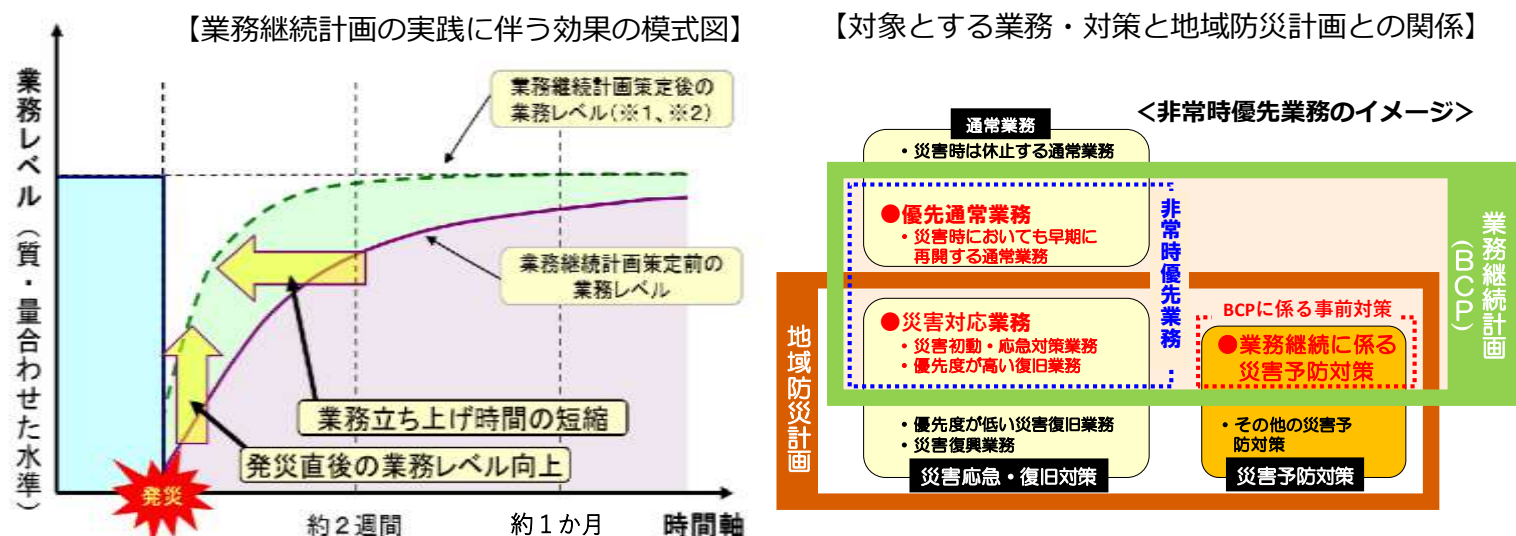
2 計画の位置付け、地域防災計画・強靱化計画との関係

本計画は、本市の庁舎や職員など行政自らの被災も前提としたもので、災害対応業務及び優先通常業務を特定するとともに、限られた資源を活用して、災害時に迅速かつ的確に業務を遂行するための方策等を取りまとめた計画であり、本市の地域防災計画、強靱化計画を補完するものである。

3 計画の適用範囲

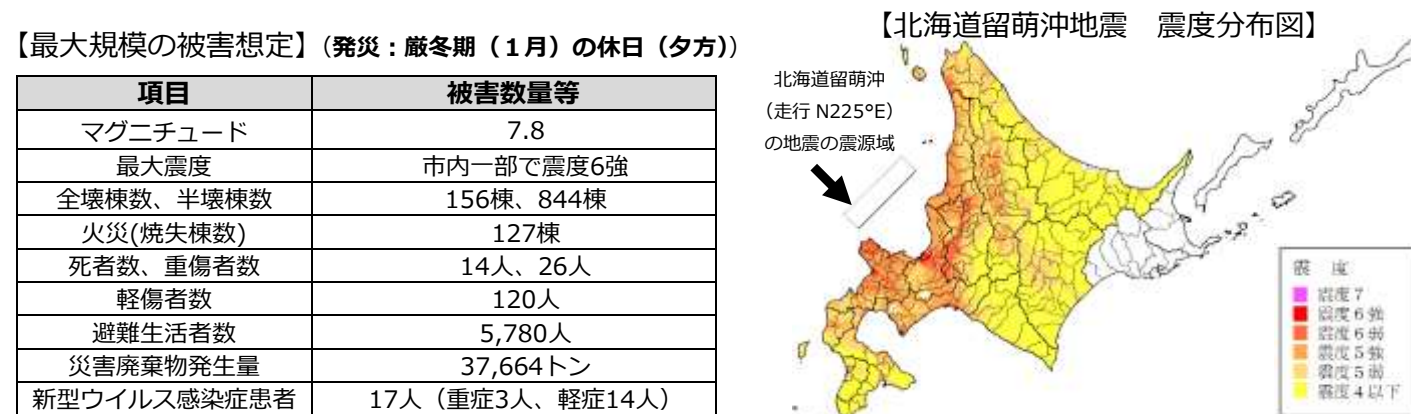
対象事象	①地震・津波、風水害、雪害、土砂災害等の大規模な自然災害 ②大規模な自然災害が発生の中、新型コロナウイルス等の感染症が拡大するなど複合的な災害
対象期間	発災からおおむね1か月以内
対象組織	本市の全組織（ただし小樽市立病院職員、消防職員などは参集対象者から除く）
対象業務	非常時優先業務（災害対応業務、優先通常業務）

※業務継続計画とは：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画



第2章 前提とする自然災害等と被害想定

本計画で設定する最大規模の被害想定は、本市域への影響が最も大きいと考えられる「北海道留萌沖の地震及び津波」が発生する中、新型コロナウイルス等による感染症が拡大する複合的な災害の場合とする。



第3章 業務継続目標の考え方と目標の設定

1 業務継続の基本方針と全庁的な業務継続目標

行政組織である本市の業務継続の基本方針と全庁的な業務継続目標は、以下のとおりである。なお、目標とする実施時期については、その期間以内の開始を意味するものである。

- ① 市民の生命・身体・財産の保護を最優先する。
- ② 市民生活・経済活動の影響を最小限にとどめる必要があることから、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。そのため、これ以外の業務は、積極的な休止判断を行う。
- ③ 業務継続のために必要な資源を迅速に確保し、適切な配分を行う。
- ④ 全庁的な取組として、横断的な協力体制の下、業務継続体制の持続に努める。

【全庁的な業務継続目標】（代表的な業務を記載）

目標時期 (開始)	業務継続目標	
	災害対応業務	優先通常業務
3時間以内	◆気象・災害関連情報の収集、伝達、報告及び避難指示 ◆人命救助、救急活動及び消火活動 ◆職員の安否確認・参集状況の把握 ◆住民・観光客等の避難誘導・避難支援 ◆災害対策本部関連業務 ◆避難所の開設・避難者の収容状況の把握 ◆被災者等の応急医療、感染症対策関連業務 ◆応急給水、給排水施設対応の準備 など	◆所管施設・執務室等の維持管理 ◆各部局内での重要な連絡・調整・庶務 ◆公印・重要書類等の存置確認 ◆除排雪作業等の調整・指示 ◆新型コロナウイルス等感染症対策関連業務 など
1日以内	◆災害応急物資の調達、物資集積拠点の設置等 ◆災害ボランティアの受入等の総合調整 ◆道路、河川等の被害調査・障害物撤去等 ◆廃棄物処理実施計画の立案及び運用 ◆仮設トイレ確保、避難場所への設置依頼 など	◆市民等対応、重要文書の收受・発送 ◆各道路管理者との応急対応の連絡調整 ◆町内会その他の地域住民組織との連絡 など
3日以内	◆応援人員の受入れ及び活動調整・管理 ◆福祉避難所の開設要請、支援派遣依頼等 ◆被災建築物の応急危険度の判定 ◆災害廃棄物仮置き場の設置・運営 など	◆情報システム及び情報資産の維持管理 ◆り災証明書（火災）関連業務 ◆調書の確認・支出決定・命令、支払関係 ◆通常の廃棄物の収集・運搬・処理 など
1週間以内	◆災害関係予算関連業務 ◆緊急生活相談の総合調整 ◆市有建物、公営住宅の応急処理の実施 など	◆市全体予算の編成及び整理 ◆火災・危険物流出の事故原因等の調査 ◆中小企業の経営相談に対する支援 など
2週間以内	◆り災証明書（災害）の交付手続き・処理 ◆港湾施設の応急復旧工事の実施 など	◆児童手当・児童扶養手当関連業務 ◆建築確認申請の審査及び検査 など
1か月以内	◆応急仮設住宅の運営管理 など	◆国保料等の収納業務 など

第4章 業務継続における体制等の現状

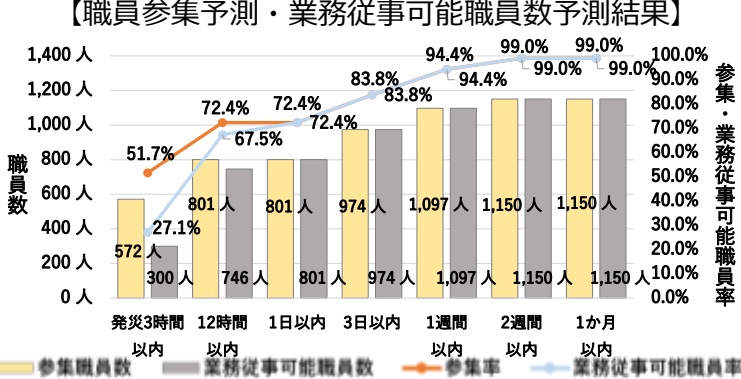
1 本市職員の動員・参集想定、必要な施設・設備等の現状

本市の災害対策本部の体制、職員の動員体制を取りまとめるとともに、本計画における必要資源の現状分析を行った（下記の現状分析項目一覧参照）

特に重要な資源である人材として、職員の動員・参集については、職員自身の被災や公共交通機関の途絶等を前提とした参集における制約条件を整理・検討を踏まえた職員非常参集の予測結果、業務従事可能な職員数を右に示す。

※消防部を除く（消防部は業務従事可能職員数の想定等において、当直・交代勤務を前提とした独自の算定を行うため）

【現状分析項目一覧】災害対応マニュアル、避難所・避難場所、関係機関との防災協定、物資の集配送、地域の防災力、市有建築物の耐震化、市有建築物の備品類の固定、本庁舎等の代替施設、災害備蓄品、土砂災害警戒区域等、通信施設・設備、公共施設、非常用電源、災害時優先電話、情報システム、車両等、感染症対策等



第5章 非常時優先業務の選定と実施体制の検証

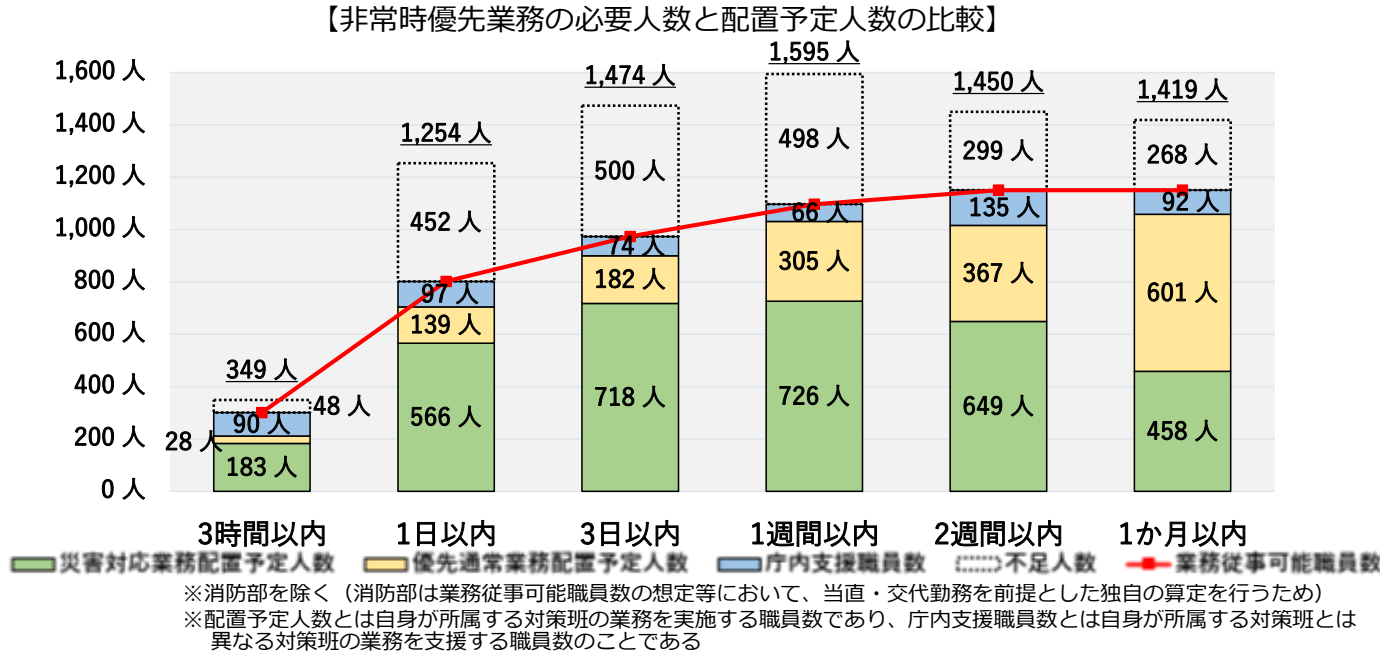
1 非常時優先業務の選定結果

本市業務を防災・減災の観点から、①災害対応業務、②優先通常業務、③休止等通常業務に3つに区分し、①と②を併せて、非常時優先業務として選定を行った結果を下に示す。

業務種別	各業務数	全体に占める割合（％）	非常時優先・休止業務数	全体的に占める割合（％）
災害対応業務	246	16.1		
優先通常業務	563	36.8	809	52.9
休止等通常業務	719	47.1	719	47.1
総業務	1,528	100.0	1,528	100.0

2 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較

非常時優先業務別の必要人数を踏まえて、業務従事可能人数に基づき、配置予定の人数を設定した。時期ごとの不足人数のグラフ、分析結果から得られた課題概要を下記に示す。



- ・発災初期より、非常時優先業務の必要人数が配置予定人数を上回り、職員数が常に不足する状況である。
- ・優先通常業務は、1週間以内で多く開始されるが、引き続き災害対応業務の実施が必要となるため、3日～1週間以内において不足する人数が最大となる。
- ・職員数が常時不足するため、職員の横断的な活用体制の確立とともに、早期に支援が得られるよう協力体制の構築が必要である。更に支援人員にも限界があるため、非常時優先業務の厳選も検討が必要である。

第6章 業務継続における課題と対策

業務継続目標達成に向け、本市の現状の課題を抽出し、各課題に対応した今後実施すべき主な対策を整理した。

課題	主な対策
1 本市職員の活用、柔軟な運用の確立	
○発災初期における活動人員の確保	●指揮命令者の代行順位、初動対応マニュアルの整備等
○避難所開設・運営職員の運用体制の整備	●開設・運営職員の実務、交替方策等のマニュアル整備
○長期間の人員不足に伴う各対策部業務量の平準化	●各対策部・班の横断的な連携、柔軟な人員の運用
2 本市職員の防災力の向上	
○職員の災害対応力の向上	●マニュアルの継続的な見直しと訓練による検証・改善等 ●被害認定調査・り災証明発行の迅速化、効率化の推進
○職員の家庭における防災対策の向上	●防災対策のメニューの周知、対策の実施状況の把握
3 応援人員の受入れ体制、関係機関との連携体制の確立	
○防災関係機関・ボランティア等の受入れ体制の整備	●防災関係機関等との協力内容の取決め、方策の検討 ●協力事業者との協定締結の推進、協力体制の構築
○受援業務の明確化	●受援計画の策定、受援業務実施のマニュアル等の整備 ●他都市等との包括的協定の締結、相互支援関係の構築
○物資の集配送における体制の整備	●受援計画による物資の集積・仕分け・配送体制等の構築
4 市民との協働の推進	
○地域防災の担い手となる市民との協働体制の整備	●自主防災組織の結成促進、連合町会と協働で加入を促進 ●自主防災組織等のリーダーの育成・フォローアップ ●市民等による自主的な避難所の運営体制の構築等
5 本庁舎等の施設・設備及び災害備蓄品の整備	
○本庁舎等の耐震性の向上	●本庁舎等の建替え、耐震補強など計画的な耐震化の推進
○本庁舎等が被災時の代替施設の整備	●本庁舎等の代替施設の選定、仮設トイレ供給の協定検討
○本庁舎等の備品類の固定	●防災拠点の主要施設の備品類の着実な固定実施、確認
○避難所における災害備蓄品の整備・更新	●災害用備蓄拠点の整備、備蓄品等の定期的な整備・更新
○職員用の災害備蓄品の整備	●職員用の災害備蓄品の約3日分確保の要請及び推進
6 公共施設・ライフラインの整備・維持管理の推進	
○地域公共交通の維持等の推進	●必要道路の整備検討、地域公共交通関係者と連携を強化
○道路施設や急傾斜地の防災対策の推進	●橋梁等の計画的な修繕、土砂災害警戒区域の指定推進
○港湾の機能強化の推進	●港湾施設の耐震化等、各種防災対策の推進
○ライフラインの防災対策の推進	●上下水道施設の計画的な更新等、ガス事業者との連携
○迅速な除雪体制等の継続的な確保	●安定的な除雪体制等の維持、各道路管理者との連携
7 通信・電力・情報システムの強化	
○災害時優先電話の活用の周知等	●災害時優先電話の利用方法の再確認・周知の徹底等 ●防災行政無線の継続維持、衛星携帯電話の拡充の検討
○多様な通信手段の整備	●情報伝達手段の多様化を検討、多様な伝達手段を重層化
○停電時の非常用電源・燃料の確保	●非常用電源設備の拡充、燃料調達方策の具体的検討
○バックアップ体制の強化	●重要情報の遠隔地保管の推進・バックアップ頻度の確保
○ハードウェア損傷対策の強化	●ハードウェアの固定・損傷対策、冗長化の検討
○情報システムを安定運用できる人員・人材の確保	●ICT-BCPの構築、システム復旧・操作マニュアルの整備 ●情報システムの訓練等の実施、管理運用者の人材育成
8 防疫・感染症対策の推進	
○避難所における感染症の対応体制の構築	●感染拡大下における避難所運営マニュアルの策定等
○感染症対策に要する備蓄品の拡充	●飛沫感染防止に向けた対策方法の検討、消毒液等の確保
○医療機関・保健所等との連携体制の構築	●医療機関等との連携強化、的確な協力体制を構築
○職員の感染症対策及び拡大時の業務遂行体制の充実	●感染予防策の周知徹底、業務遂行マニュアルの整備
9 本市職員の健康管理対策の推進	
○職員の健康状態など確認体制の整備	●健康管理等に関する情報提供、健康管理体制の整備
10 その他防災・減災対策の推進	
○防災教育・訓練の推進	●防災訓練等による職員及び組織の災害対応力の強化
○業務継続計画の継続的な見直し・改善	●全庁的な検討体制の確立、多様な視点での継続的な見直し
○市民、民間事業者等の防災意識の向上	●市民、民間事業者への防災関連情報等の継続的な発信

第7章 防災教育・訓練の推進

今後継続的に実施すべき業務継続に関する教育・訓練について、その実施項目及び概要をとりまとめた。
防災教育メニュー案：業務継続セミナーなど5案、防災訓練メニュー案：避難所開設・運営訓練など13案

第8章 業務継続マネジメントによる継続的な見直し等

本計画は、様々な検証や訓練等で抽出された問題点等を踏まえつつ、また対策の実施状況により前提条件が変化していくため、業務継続マネジメント体制の下、継続的に見直しを行い、必要に応じ改善を図るものとする。